

M&P LEGAL NEWS ALERT Vol.28

トランプ時代の米国投資、押さえるべき留意点

2025年12月5日

弁護士 アニー・ルウ
公認会計士 河西 香織

米国は、長年にわたり外国からの直接投資を歓迎してきた国であり、現在もその基本姿勢に大きな変化は見られない。しかし、外国企業による米国企業の合併・買収（M&A）に関する審査制度は、近年大きく変化しており、特に国家安全保障上の観点からの審査が強化されている。日本は、米国への投資額において世界でも上位に位置しており、2024年末時点での対米直接投資残高は7,541億ドル（約110兆円）に達している。このような状況の中で、米国への投資を検討している日本の企業や個人は、2つの点を慎重に考慮する必要がある。1点目は、トランプ政権による政策が、米国の法制度や政治情勢、経済状況など多方面にわたる投資環境に及ぼす影響だ。もう1点は、日本の投資家に共通して適用される、実務的かつ法的な留意事項だ。下記で詳細を見ていきたい。

目次

1. トランプ政権による政策の変化と CFIUS
2. トランプ政権の外国投資政策の主な方針
3. 日本製鉄による US スチールの買収事例
4. 日米間の新たな経済安全保障の枠組み
5. 米国投資を検討する際の留意事項
 - (1) 投資形態
 - (2) 法令遵守
 - (3) 源泉徴収税
 - (4) 相続税・遺産税の対策
6. 今後の展望と対策

1. トランプ政権による政策の変化と CFIUS

米国では、一般的に、大統領選挙後の新政権発足に伴い、法制度や政策の方向性が大きく変化する。2025年に発足したトランプ政権は、特に外国直接投資に関して積極的な政策を打ち出している。2025年1月20日には「アメリカ・ファースト貿易政策」、2月21日には「アメリカ・ファースト投資政策」と題する政策文書を発表した。これらの政策の中心にあるのが、対米外国投資委員会（CFIUS）による審査制度である。CFIUSは、外国の法人や個人による米国企業への投資が国家安全保障に与える影響を評価するための省庁間委員会であり、以下のような取引が審査対象となる。

支配権を取得する取引
重要技術、重要インフラ、または機微な個人情報を扱う米国企業に対して投資を行い、支配権を取得しないまでも特定の権利（役員選任権、情報アクセス権など）を取得する取引
特定の空港、港湾、軍事施設の近隣に位置する不動産を購入または賃借する取引

（注）いずれも外国法人・外国人が行う場合

CFIUS は審査を実施したうえで、国家安全保障上のリスクに備え、特定の条件を課す「緩和合意」に基づいて投資取引を承認する場合もあれば、国家安全保障上の懸念があるとして、取引の阻止または解消を勧告する場合もある。

2. トランプ政権の外国投資政策の主な方針

トランプ政権が外国直接投資に関して示した主な方針をまとめると、下記の通りとなる。

同盟国・パートナー国からの先端技術分野への投資の促進
米国内で AI（人工知能）などの新興技術の開発を進めるため、特定の友好国からの投資を奨励し、米国の敵対国との提携を避けることを条件に、迅速な審査手続きを提供
敵対国からの戦略分野への投資の制限
敵対国と定義される外国・地域からの技術、インフラ、医療、農業、エネルギー、原材料などの戦略分野への投資を制限
CFIUS の管轄権の拡大
特に中国関連の企業・個人による AI 分野などへのアクセスを制限するため、CFIUS の審査対象を拡大
緩和合意の簡素化
緩和合意の内容を簡素化し、当事者が特定の期限内に完了すべき具体的な対応を明確化
受動的投資の継続的受け入れ
議決権や経営権を伴わない株式保有などの受動的投資については、引き続き歓迎する方針

3. 日本製鉄による US スチールの買収事例

トランプ政権による外国投資政策の一端を示す事例として挙げられるのが、日本製鉄による US スチールの買収だ。2025 年 1 月 3 日、バイデン政権（当時）は、日本製鉄による US スチールの買収を禁止した。この買収案件に関しては、後に発足したトランプ政権が取引の再開・逆転につながる具体的な措置を講じたことが記憶に新しい。バイデン政権による禁止措置は、CFIUS 内で意見が分かれたことを受けた判断だった。一方、トランプ政権は CFIUS に対し、当該取引について再審査を行い、国家安全保障上のリスクが十分に軽減可能かどうかを再評価するよう指示した。その結果、異例の CFIUS による再審査を経て、6 月 13 日、国家安全保障上の条件を付けた上で、日本製鉄による US スチールの買収を承認する大統領令が発令された。これは、トランプ政権による外国投資政策の実行により、米国政府の承認をめぐって難航していた大型買収計画が最終的に決着した事例といえる。

4. 日米間の新たな経済安全保障の枠組み

日米間の投資に関する政府間の枠組みは、トランプ政権下で更なる進展を見せている。2025年9月4日、トランプ大統領は「米国・日本協定の実施」と題する大統領令を発令した。これにより、日本からの輸入品に対して15%の基本関税が設定されると同時に、両政府は今後10年間にわたり、日本が米国の戦略的重要分野に対して約5,500億ドル（約80兆円）を投資することを柱とする包括的な二国間協定を締結した。協定の対象分野には、先端製造業、AI、量子コンピューティング、次世代通信技術、半導体、重要鉱物、クリーンエネルギー、航空宇宙・防衛産業、港湾・鉄道インフラの強靭化、高付加価値農業などが含まれる。米国側は対象投資に対し、迅速なCFIUS審査や輸出管理ライセンスの円滑な発行を進めるほか、一部の関税について緩和措置を講じる方針だ。ただし、米国の安全保障上の懸念から、敵対国と関係する企業の関与は厳しく制限される。また、サイバーセキュリティやサプライチェーン、労働慣行については向上が求められている。この大統領令は、財務省、商務省、国防総省、国土安全保障省に対し、120日以内に実施規則の制定、以降は年次の進捗報告を指示しており、今後の日米間の経済・安全保障協力の基盤となることが期待される。

5. 米国投資を検討する際の留意事項

上記のようなトランプ政権の動向が高い注目を集める中、日本の企業または個人が米国への投資を検討する際に、実務上配慮すべき主な留意点は下記となる。また、既に米国に投資している企業や個人も、こうした事項を再確認する良いタイミングといえる。

(1) 投資形態

どういった形態で投資を行うか、またその組織構造をどのようにするか。これらを検討する際には、国際法務・国際税務の観点から以下の事項を考慮して検討する必要がある。

- 投資家の種類：日本の企業または個人が、直接または米国完全子会社を通じて米国企業や不動産に投資する。その際の留意点は投資ビーカルの選定だ。日本の税法では米国子会社との損益通算が認められていないことを念頭に、投資家は投資ビーカルを慎重に選定する必要がある。
- 投資対象の種類：株式会社やLLC（有限責任会社）、不動産などがこれに当たる。投資対象を評価する際には、デュー・デリジェンスが極めて重要になる。
- 投資形態：企業合併、株式購入、転換社債、融資、不動産購入など。適切な法的文書の整備は、取引の成功に不可欠である。

(2) 法令遵守

投資額や業種、地域、外国投資家の支配比率、外国投資家の国籍や提携関係、投資対象の事業活動などにより、遵守すべき法規制はそれぞれ異なる。

- ・ トランプ政権は、航空宇宙・防衛生産、高付加価値農業、クリーンエネルギー、重要鉱物などの戦略的分野における日本からの投資を奨励しており、これらの分野に対して優遇措置をとる可能性がある。
- ・ 2020年に発効した日米デジタル貿易協定は、データの国内保存要件を禁止し、国境を越えたデータの流通を支援している。これは、技術、金融、その他のデータ駆動型分野における日本の投資家には有益である。
- ・ AIなどの重要分野への投資は、CFIUS審査の対象となる可能性が高く、中国との提携がある場合は特に厳しい審査が予想されることに留意が必要だ。また、外国株主の投資割合によっては、米国経済分析局、米国証券取引委員会(SEC)、米国内国歳入庁(IRS)への情報開示が必要となる場合がある。
- ・ 投資対象が米国の事業会社の場合、事業登録や税務申告、雇用法、移民法などの一般的な法令遵守が求められる。

(3) 源泉徴収税

通常、米国に居住しない者の米国源泉所得は、米国所得税の課税対象となり、支払い者が源泉徴収および納税を行う。

- ・ 源泉徴収税率は、原則として一定税率であるが、日本の投資家であれば、日米租税条約により軽減税率が適用される場合がある。
- ・ ポートフォリオ利子所得や譲渡所得など、米国非居住者に対する特定の支払いについては、源泉徴収の対象外となることがある。

(4) 相続税・遺産税の対策

日本人が米国に直接投資し、米国不動産、米国内の有形資産、米国企業の株式などの財産を残して相続が発生する場合、被相続人が米国非居住者であっても、それらの米国資産は米国遺産税の課税対象となる可能性がある。

- ・ 米国は被相続人の遺産に課税し、日本は相続人に課税するため、日米相続・贈与税条約の適用により二重課税を回避できる場合がある。

6. 今後の展望と対策

米国における投資環境は、現在も変化を続けている。CFIUSをはじめとする政府機関によるトランプ政権の政策目標の実施に伴い、さらなる政策の詳細や方向性が示されることが予測される。こうした状況を踏まえ、日本の投資家が米国への投資を検討する際には、日米の政府間協定を含む最新の政策動向を注視し、米国政府が定める優先分野を理解した上で、法務・税務・財務の専門家と連携しながら慎重かつ戦略的に投資判断を行うことを推奨する。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。
具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願ひいたします。
また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。